

現在、ユーロ圏およびEUでは金融に対する規制・監督制度の再構築が行われている。2014年、ユーロ圏において銀行同盟の一機能として単一銀行監督制度(SSM)が設置され、一定の条件を満たす約130行の大銀行が欧州中央銀行(ECB)から直接監督されることとなった。ユーロ危機以前の銀行監督権限の分散状況に比べれば、銀行同盟の設立は大きな前進であるといえる。しかし現実には、銀行同盟は、加盟国政府のみならず銀行業界の意向が反映され、金融危機の再発を防止できるものになっているとはいえない<sup>1</sup>。有効な金融規制・監督制度の構築が困難になっている現状に鑑みれば、その困難を特定し除去するためにも、EUの銀行の経営行動と併せてEU金融統合を検討することが不可欠である。より具体的には、EUの銀行業界の再編やそれに伴う統合に対する意向の変化が、EUの金融監督制度の構築に及ぼした影響を歴史的に検討しなければならない。

このような問題意識から、本研究は、ユーロ危機以前(2004-07年)に生じたEUの銀行監督制度の変更、すなわち、銀行合併に関する受入国政府の監督権限が制限された事例に着目する。振り返れば、単一市場計画によってEUの金融市場統合は大きく進展した。1992年の第2次銀行指令は、主にリテール部門の市場統合を狙い、本国監督主義の原則を採用することで受入国政府の権限を大きく制限したと言われる(岩田[1996])。しかし、一部の分野では受入国政府の銀行監督権限は依然として大きいままであった。その分野の1つは銀行合併に関する監督権限である。同指令第11条のもとでは、受入国政府は自国銀行の「健全で慎重な経営を確保するための必要性という観点で」その買収に対して認可を与えるかどうかを検討することができた。この曖昧な規定は受入国の銀行監督当局に大きな裁量の余地を残しており、本研究で触れるように、実際に受入国は自国銀行に対する外国銀行の買収を制限するケースがあった。銀行指令のこの規定は、2004年に改正の議論が開始され、第2次銀行指令施行の15年が経過した2007年に、ようやく受入国政府の権限を大きく制限する改正がなされた。

ではなぜ、受入国政府の銀行監督権限を制限する指令改正は、2004-07年という時期に行われたのだろうか。銀行合併に対する審査権限に関する銀行指令とその修正については、Kerjean[2008]およびCarletti & Vives[2009]が法的観点から詳細な検討を行っている。また、大崎[2006]は、指令の修正による経済的な影響を検討している。本研究の独自性は、これらの研究が着目した制度変化を、EUの大銀行の経営行動という視点から描き直し

---

<sup>1</sup> 例えば星野は、EUで銀行の厳格な規制や抜本的な構造改革ができない理由として、EUの金融監督・規制当局や通貨当局と欧州の金融業界との間の深い結びつきを挙げている(星野[2015])。

ている点である。また、EUの銀行と米銀との競争関係に着目している点に関しては、本研究は、川波 [2003] の研究の延長上にあるともいえる。

本研究で明らかにするように、この指令の改正は、米国における金融規制の緩和とそれに伴う米銀の大規模化を契機とし、EUの大銀行がクロスボーダーM&Aによって海外展開を目指したことを背景としている。域内での海外展開を目指すEUの大銀行にとって、銀行合併に関して受入国政府に認められた強い監督権限は、クロスボーダーM&Aに対する政治的障壁として認識されるに至った。このことは1999年のポルトガルの事例、2005年のイタリアの事例、2006年の事例で明らかになった。EU側も米銀に対抗できるヨーロッパ・チャンピオンの形成を目指していたこともあり、大銀行の要求通り銀行指令は改正され、受入国政府の監督権限は制限された。これが、銀行指令の改正が2004-07年という時期になされた理由である。

EUと米国の政策の相互作用という観点で見れば、EU統合によって促された米国の金融規制緩和（グラム＝リーチ＝ブライリー法）が、米銀とEUの銀行との競争の激化を通じて、再びEUに跳ね返り、受入国当局の強い権限という政治的障壁（EUレベルで見た場合の「地理的障壁」）を制限するに至ったのである。

現在ユーロ圏で構築が進んでいる銀行同盟との関連で見れば、銀行監督権限の集中が、「多国籍銀行に対する監督の強化」という文脈からだけでなく、「多国籍銀行にとって活動しやすい規制環境の整備」という文脈からも生じうるという点が重要である。この視点から銀行同盟を見るならば、銀行同盟は、ユーロ危機の対応として「多国籍銀行に対する監督の強化」という文脈だけでなく、「多国籍銀行にとって活動しやすい経営環境の整備」という文脈からも理解されるべきではないか。銀行同盟に関する本格的な検討は報告者の今後の課題である。

## 参考文献

- Carletti, E. & Vives, X. [2009], 'Regulation and competition policy in the banking sector,' in X. Vives (ed), *Competition Policy in Europe: Fifty Years of the Treaty of Rome*, Oxford: Oxford University Press, pp. 260-83.
- Kerjean, S. [2008], The legal implications of the prudential supervisory assessment of bank mergers and acquisitions under EU law, *Legal Working Paper Series*, (6).
- 大崎貞和 [2006] 「域内の金融機関統合を促すEU委員会」『資本市場クォーターリー』, 10(2), 56-59 ページ。
- 川波洋一 [2003] 「ユーロと米国の金融業・金融システム—米系巨大金融グループによる国際投資銀行業務—」『ユーロとEUの金融システム』日本経済評論社。
- 星野郁 [2015] 『EU経済・通貨統合とユーロ危機』日本経済評論社。